

国際地域創造学部における長期履修制度の適用学生に対する
プログラム配属確定に関する申合せ

〔令和5年9月27日〕
制 定

1. この申合せは、琉球大学学則第17条の2に基づき、長期履修制度の適用学生に対するプログラム配属時期、配属手順その他必要な事項を定める。
2. この申合せに該当する学生は、プログラム配属の前に長期履修制度の適用を受けて現在において自ら策定した長期計画に基づき単位履修を行なっている者をいう。
3. 該当する学生のプログラム配属は、「国際地域創造学部における休学等した学生に対するプログラム配属確定に関する申合せ」と同じ取り扱いとし、学部の定めた通常のプログラム配属の時期に行う。
4. 該当する学生のプログラム配属の確定は、以下の手順で行う。

【手順】

- 1) 第1希望のプログラムは、当該年次の学生数が目安定員を下回っている場合、必ず受け入れる。
- 2) 第1希望のプログラムは、当該年次の学生数が目安定員を満たしている又は上回っている場合、本申合せ該当者と入学年度を同じくする既配属学生（休学者を除く）の規定学期のGPA最下位を基準とし、併せて長期計画に基づく単位履修状況を考慮し、受入を審議する。
- 3) 2)により受入不可となった場合、第2希望のプログラムは、当該年次の学生数が目安定員を下回っているならば、必ず受け入れる。
- 4) 2)により受入不可となった場合、第2希望のプログラムは、当該年次の学生数が目安定員を満たしている又は上回っているならば、本申合せ該当者と入学年度を同じくする既配属学生（休学者を除く）の規定学期のGPA最下位を基準とし、併せて長期計画に基づく単位履修状況を考慮し、受入を審議する。
- 5) 3)もしくは4)の手順を経てもなお配属プログラムが確定しない場合、同様の手順を、昼間主ならば第3希望から第5希望まで、夜間主なら第3希望において、確定するまで繰り返す。

附 則

- 1 この申合せは、令和 5 年 9 月 27 日から実施する。
- 2 この申合せ実施後、必要に応じ見直しを行うこととする。